

## 太田川流域の放流警報設備の活用に伴う協定の締結について

### 1 趣 旨

太田川流域の住民の方々に、広島市からの避難勧告や自主避難の呼びかけなどの防災情報を伝達する手段の一つとして、太田川流域に設置されている放流警報設備を活用するため、本市と当該設備を管理する国（温井ダム管理所及び太田川河川事務所）との間で協定を締結しました。

この協定の締結により、大雨等の緊急時に、太田川流域の放流警報設備（放送スピーカー、サイレン、電光表示板）を使って、広島市からの防災情報をお伝えできるようになりました。

### 2 放流警報設備の種類等

区 分	放送スピーカー	サイレン	電光表示板	備 考
合 計	3 8	3 3	1 4	
温井ダム管理所所管分	1 9	1 9	2	別図1参照
太田川河川事務所所管分	1 9	1 4	1 2	別図2参照

### 3 伝達する防災情報

太田川洪水予報の発表に伴う注意喚起、自主避難の呼びかけ  
避難勧告・指示

### 4 放送等の依頼時期

原則として、本市が災害対策本部又は災害警戒本部を設置した以降とする。

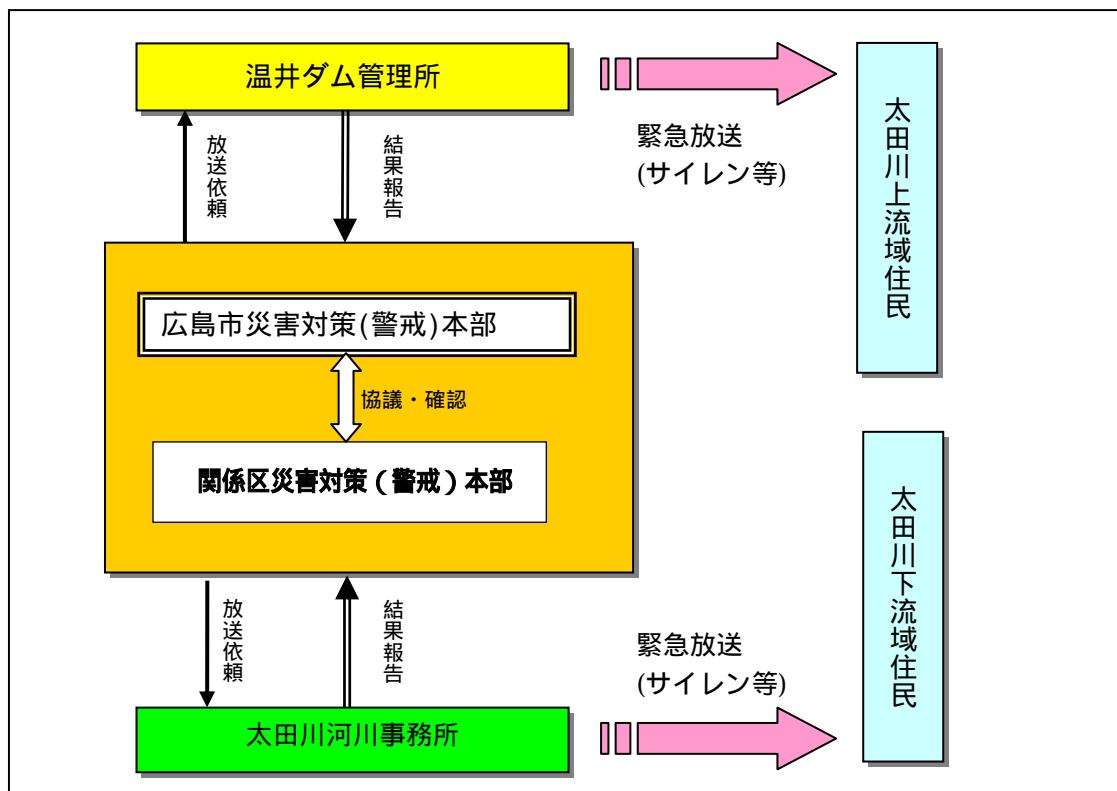
### 5 放送等の方法

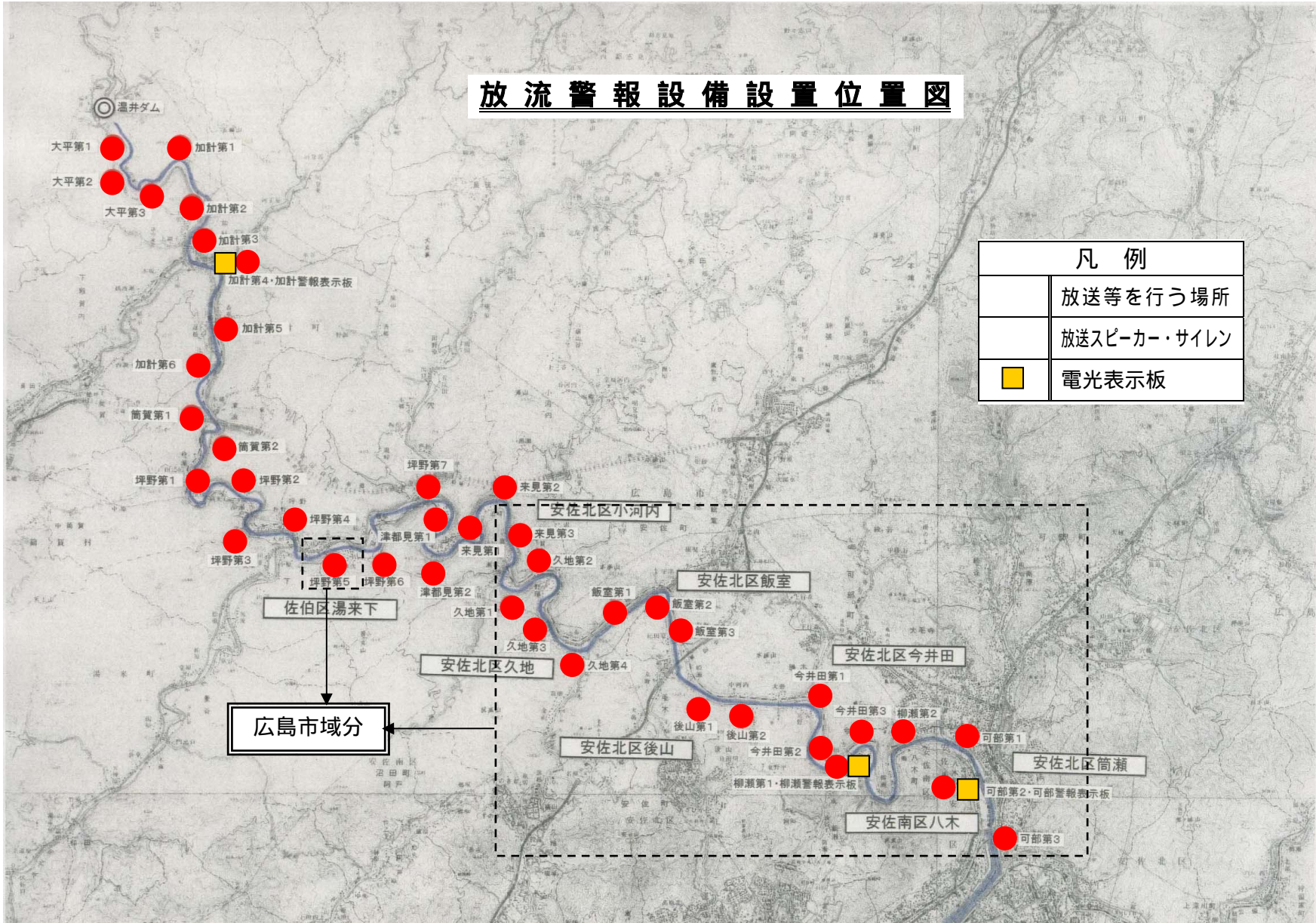
本市災害対策（警戒）本部から、活用しようとする放流警報設備の管理者である温井ダム管理所（太田川河川事務所）に電話依頼した後、放送文をFAX送信し、当該設備の管理者が依頼内容に基づき放送等を実施する。

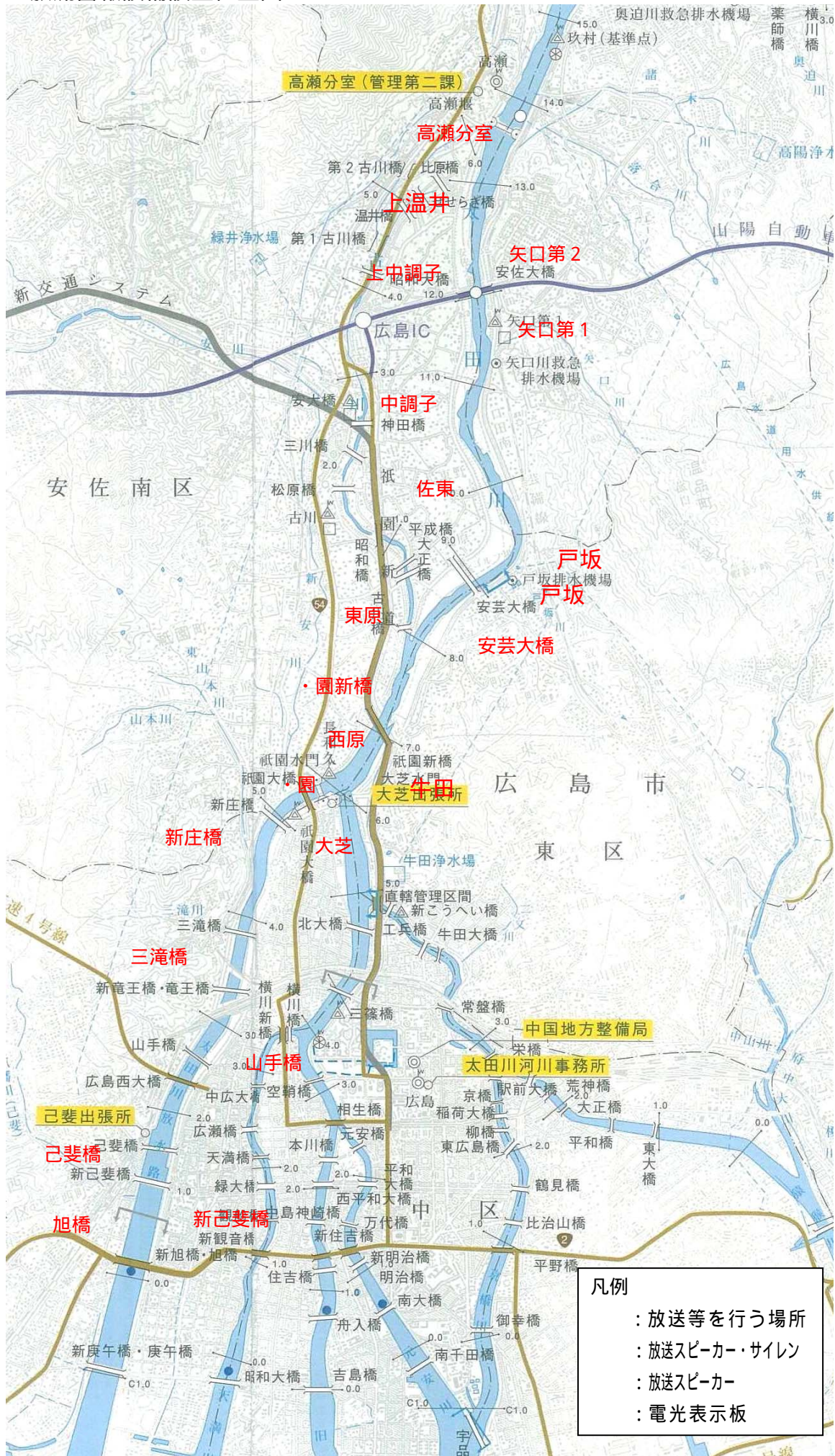
### 6 協定締結時期

平成18年3月1日(水)

#### 放流警報設備の放送等の手順







**放送スピーカー  
サイレン**

(安芸太田町加計字香草地先「加計第5警報所」)



**電光表示板** (安佐南区東野3丁目1番地先「中調子」)

